

令和 2 年度第 2 回計画推進部会（書面会議） 協議結果（報告）

【協議事項 1】久留米市における成果目標（案）について

No	委員	該当箇所	意見	回答(案)
1	委員	全般	成果目標は、単に実績の推移から掲げるものではなく、久留米市としての考え方が反映されなければならない、考え方をまとめ、目標を掲げるためにも合議の機会を作るべきではないだろうか。	久留米市の障害福祉施策に関する基本理念や基本目標、重点施策等は、平成30年度から令和5年度までの6カ年を計画期間とする「障害者計画」に掲げています。 一方、今回の「障害福祉計画・障害児福祉計画」はこの計画に沿って、全国的に取り組むべき事項について国が示す共通の指標を用いて可視化するものです。 計画策定にあたっては委員の皆様から直接ご意見を伺いたかったのですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面協議という形をとらせていただきました。ご理解をお願いします。(原案のとおり)
2	委員	1.福祉施設入所者の地域生活への移行	自立をしたい障害者にとって地域生活を選ぶことは勇気がいると思う。 地域生活では災害の時はとても心配で、安全で自立した生活をする為には地域に障害当事者も慣れなければいけない。 施設が本当は安全な生活が送れるかもしれないし、自立の考え方は人それぞれと思う。 施設から出ることが自立ですか？	施設入所者の地域移行は、ご本人の意向をはじめ、障害特性やQOL向上の視点、公的サービスの提供基盤や社会環境などを総合的に考慮して進めるべきものと認識しています。 このような考え方から、ご指摘を踏まえ、＜別紙1＞のとおり、「自立」の文言を削除した上で、地域で安心して生活できる仕組みの構築を図る旨記載します。(修正)
3	委員	1.福祉施設入所者の地域生活への移行	入所系サービスの地域移行の実績は低く、理由として高齢化や重度化を挙げている。これは、裏を返せば高齢になるまで放置していききた結果であり、社会全体のネグレクトによって引き起こされた人権侵害に他ならないことで理由にならない。重度化は言わずもがなである。	ご指摘のとおり、これまでの障害福祉施策や社会全体の意識において、地域共生社会の実現、ご本人の自己決定支援、QOLの向上、自立支援といった考え方が充分と言えない面もあると認識しています。 一方、現実の問題として、高齢化や重度化により在宅生活が困難な状況もあることから、ご本人の意向をはじめ、障害特性、QOLの向上、公的サービスの提供基盤などを総合的に考慮するとともに、障害者を取り巻く様々な問題に関する啓発にも取り組みながら、施設入所者の地域移行を進めたいと考えています。 このような考え方から、ご指摘を踏まえ、＜別紙1＞のとおり、入所から地域移行を進めるために地域で安心して生活できる仕組みの構築を図る旨記載します。(修正)
4	委員	1.福祉施設入所者の地域生活への移行	障害者が地域移行できるように、その人その人に応じた細かなサービス(例えばGHなど)を提供する必要があるのではないかと？	ご指摘を踏まえ、＜別紙1＞のとおり、グループホーム等の整備を進めるなど、地域で安心して生活できる仕組みの構築を図る旨記載します。(修正)
5	委員	1.福祉施設入所者の地域生活への移行	「重度者や高齢者など真に入所支援を必要としている方もいます。そのような方以外の」という記述があるが、「そのような方以外」という表現は「本当は不要だが入所となっている」という印象につながると思われる。よって、「社会的入所」といった表現に修正するか、あるいは「そのような方以外の」を削除するなどしてはどうか。	ご指摘を踏まえ、＜別紙1＞のとおり修正します。(修正)

【協議事項1】久留米市における成果目標（案）について

No	委員	該当箇所	意見	回答(案)
6	委員	1.福祉施設入所者の地域生活への移行	入所者数そのものの、減少を目指すは、重度化や高齢化もあり困難な課題であると考え。入所者数そのものの減少を目指すのであれば、グループホーム等の在宅系サービスの増加が必要と考える。地域移行者の実績が不明である。	ご指摘を踏まえ、＜別紙1＞のとおり、グループホーム等の整備を進めるなど、地域で安心して生活できる仕組みの構築を図る旨記載します。 また、入所施設からの地域移行者については、平成28年度末入所者のうち令和元年度までに15名が在宅など地域生活に移行している旨を記載します。(修正)
7	委員	2.精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	会議内容の議事録など、活動内容の報告内容、広報の方法などの提示もあった方がいいのではないか。 委嘱委員には必ず当事者の参加を求める。	地域包括ケアシステム検討部会については、会議の報告・活動内容等を公表します。また、ご指摘を踏まえ、＜別紙2＞のとおり、当事者又はその家族の参加を求める旨を記載します。(修正)
8	委員	3.地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点の整備が令和2年度末までに設置済とあるが、前回の計画推進部会の検討状況で設置できるのか懸念している。 より良い拠点の整備を期待しています。	前回の計画推進部会では、地域生活拠点等の整備について、できることから始める方針を協議していただきました。今後も引き続き計画推進部会の意見をいただきながら、機能強化を図ります。(原案のとおり)
9	委員	3.地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活拠点の整備については、基幹相談支援センターや市内相談支援事業所がコーディネートを行うことになっておりますが、グループホームや短期入所の受け入れについては、どのように協力を得ていくのか教えてほしい。	令和3年度報酬改定において、地域生活支援拠点等の役割を担う短期入所事業所等に対する加算が検討されています。報酬改定の内容を踏まえた上で、グループホームや短期入所事業所に対する協力を求める予定としております。(原案のとおり)
10	委員	3.地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点の設置はなされているが、活動計画、実績、評価を継続的に行っていただきたい。	地域生活支援拠点等の整備については、毎年、計画推進部会において実施状況を報告し協議を行います。同部会での意見等を踏まえ、拠点の機能強化を図っていきます。(案のとおり)
11	委員	4.福祉施設から一般就労への移行等	就労移行支援事業所の事業所数が減り実績も減りつつある一方、A型B型事業所の増加に伴い、実績も増えつつある。AB型双方とも数名から数十名の一般就労を実現させているものの、就労移行支援事業所と比べれば僅かであり、今後、就労系サービスの連携を図るなどの政策は必要。	今後さらなる障害者の一般就労への移行を進めるには、就労系サービス事業所の情報共有等が必要と考えております。このような考え方から、ご指摘を踏まえ、＜別紙3＞のとおり、事業所間の連携等について記載します。(修正)
12	委員	4.福祉施設から一般就労への移行等	令和5年度中の一般就労への移行者数において、 $B1=B2+B3+B4$ となっていないが、このままで良いのか？	ご指摘のとおり修正します。 (誤)B2:64人 →(正)B2:63人 (誤)B3:18人 →(正)B3:17人 (修正)

【協議事項1】久留米市における成果目標（案）について

No	委員	該当箇所	意見	回答(案)
13	委員	5.障害児支援の提供体制の整備等	放課後等デイサービスについては、前年度と比較し1300名もの利用増で今後も微増ながら増えると思われる。しかし、インクルーシブな関係を通じて、共に生きる社会を目指す以上、分ける政策の拡大は、逆行しているように思える。学童保育の拡充による障害児の施策も考えなければならない。	障害福祉計画は、障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業について定めることとされています。ご指摘のとおり、障害児に対する福祉サービスと教育や保育等の充実は連携して進めるべき事業と認識しており、市の障害福祉施策全般を掲げる「障害者計画」の数値目標化を検討していますので、ご理解をお願いします。(原案のとおり)
14	委員	5.障害児支援の提供体制の整備等	①～④について、すでに「確保済」「設置済」と記述されているが、国の基準に基づき、基準最低限ではなく十分に確保されている旨を明記してほしい。	例えば、児童発達支援センターについては、国の基本指針「少なくとも1ヵ所以上」に対し、久留米市目標(現状)を「確保済(2ヵ所)」と表記するなど、国基本指針との差異を具体的に数値化していますので、ご理解をお願いします。
15	委員	5.障害児支援の提供体制の整備等 6.相談支援体制の充実・強化等	国の基本指針に対する久留米市の目標としては、確保済や設置済の結果がほとんどであるものの、久留米市におけるニーズの充足率はどのようになっているのでしょうか？ 乳幼児の相談や療育機関の利用については、半年～1年待ちとの声も多く聞かれ、充分に対応できているとは到底思えない。就学前の教育・保育においても、受け入れは進んでいるとは言えないのが現状である。 久留米市の需要に対する供給の量と質つまり成果目標の数値化をしてもらいたい。	「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、全国的に取り組むべき事項について国が示す共通の指標を用いて可視化するものであり、「サービスに対するニーズの充足率」や「サービスの質」を評価する指標としては十分と言えないと認識しています。 これまでもご指摘いただいた「サービスや事業の量と質を評価する仕組み」としては、市の障害福祉施策全般を掲げる「障害者計画」の数値目標化を検討していますので、ご理解をお願いします。
		5.障害児支援の提供体制の整備等		No14、No15のご指摘を踏まえ、＜別紙4＞のとおり、機能充実や連携強化を図る旨を記載します。(修正)
16	委員	5.障害児支援の提供体制の整備等	国の基本方針において、① ② ③ ④ …となっているが、① ② ③ ④ではないのか？	ご指摘のとおり修正します。(修正)
17	委員	6.相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの基幹相談支援に、地域の相談機関(民生委員等)との連携強化の取組みがある。 地域によって連携の在り方は様々と思われるが、現状は障害児・者、家族の問題が発生した場合にのみ、民生委員への相談と対応が求められている。 連携の体制を確立するためには、情報の共有化、役割の明確化が必要な課題と思う。	毎月開催している基幹相談支援センター運営会議等において、地域の相談機関等との更なる連携強化に向けた協議を行っていきます。 よって、ご指摘を踏まえ、＜別紙5＞のとおり、関係機関等との連携を図ることで相談支援体制の充実・強化を図る旨記載します。(修正)

<別紙1>

【修正前】

■第5期計画において、令和2年度(2020年度)末の入所者の目標を358人としましたが、目標を達成できない見込みとなっています(実績見込375人)。また、地域生活移行者の実績は、令和元年度までで15名であり、目標(33人)を達成できない見込みです。これは、入所者の重度化や高齢化により、地域での自立した生活に困難がある方が多かったためと考えられます。

■国の指針に則して地域移行を進め、入所者数を減少することとしますが、重度者や高齢者など真に入所支援を必要としている方もいます。そのような方以外の自立が可能で地域移行を希望する人には、地域生活が送れるように支援を行っていく必要があります。

※上記2つの文章を、以下の文章に修正します。

【修正後】

■第5期計画において、令和2年度(2020年度)末の入所者の目標を358人としましたが、目標を達成できない見込みとなっています(実績見込375人)。これは、地域生活移行者の実績が令和元年度までで15人と、目標(33人)を達成できない見込みとなったこと、障害者の高齢化・重度化などにより新規に福祉施設へ入所する人も見られることから、施設入所者数の削減が十分に進んでいないためです。

■国の指針に則して地域移行を進め、入所者数を減少することとします。地域移行を進めるに当たっては、地域移行支援、地域定着支援及び自立生活援助等のサービスの活用や、グループホーム及び短期入所の整備、緊急時対応のための地域生活支援拠点等の機能充実などに取り組み、地域で安心して生活できる環境整備を図ります。地域移行を進める一方で、重度者や高齢者など入所支援が必要な方に、適切なサービスが提供できる体制を確保します。

<別紙2>

【修正前】

②参加者数
*委嘱する委員等の数に基づく

※この下に、以下の文章を追加します。

【修正後】

障害者地域生活支援協議会(地域包括ケアシステム検討部会)には当事者又はその家族の参加を求める。

<別紙3>

【修正前】

■就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援のサービスを中心に、関係機関との連携を図りながら、一般就労への移行を進めます。
■事業所への集団指導などを通して、目標就労率の周知に努め、就労移行の促進を図ります。

※上記2つの文章を、以下の文章に修正します。

【修正後】

■事業所への集団指導や障害者地域生活支援協議会と連携した勉強会等の実施により、一般就労の促進について情報共有を行います。
■就労移行支援事業所、就労継続支援事業所と就労定着支援事業所等関係機関との連携により、福祉的就労から一般就労に移行した障害者の職場定着を図ります。

<別紙4>

【修正前】

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の継続的かつ効果的な運営

※表の下に、以下の文章を追加します。

【修正後】

■①～④についてすでに確保・設置済みですが、各機関の機能充実と関係機関との連携強化等により障害児に係る多様なニーズに対応する体制の強化・充実を図ります。

<別紙5>

【修正前】

①相談支援体制の充実・強化に向けた体制確保 確保済

※この下に、以下の文章を追加します。

【修正後】

基幹相談支援センター、指定相談支援事業所、関係機関及び地域の相談機関等との連携を図ることで、多様なニーズに対応する相談支援体制の充実・強化を図っていきます。

令和2年度第2回計画推進部会（書面会議） 協議結果（報告）

【協議事項2】久留米市における活動指標（案）について

No	委員名	該当箇所		回答(案)
1	委員	全般	サービスの利用量が増えているが、支援者に対応できるのか？支援者の数は充足しているのか？	支援者の確保については、県や関係機関等が実施する養成研修の周知や受講の勧奨を行うなど、様々な対応を図っていきたいと考えております。
2	委員	居宅介護 短期入所	居宅介護においては、ヘルパー事業所の人員不足を感じている。朝、夕のヘルパー調整は特に難しい状況。 短期入所については、児童の受け入れ(特に初めての利用)のハードルが高いと感じる。今後の地域生活拠点整備について考えると、児童についても受け入れ先をどう確保するのか課題と感じる。	支援者の確保については、県や関係機関等が実施する養成研修の周知や受講の勧奨を行うなど、様々な対応を図っていきたいと考えております。 さらに地域生活拠点整備における短期入所での児童受け入れ先についても、サービス事業所に対して情報提供等を行い、参入促進を図るよう努めていきます。 (案のとおり)
3	委員	同行援護 行動援護 生活介護	制度的に日常生活支援に限られているのは理解していますが、障害があっても学び続ける、専門学校や大学への進学への支援も考えていただきたい。	ご意見につきましては、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
4	委員	就労移行支援等	就労支援には特に広報活動に力をいれてほしい。	ご意見につきましては、今後の取り組みの参考とさせていただきます。
5	委員	障害児通所支援全般	障害児通所支援は、見込みを上回る状況であるところは更なる充実を、見込みどおりや下回る状態のサービスはニーズに対する対応の検証や分析をすすめながら、量・質ともに充実を目指していければと考える。	ご意見につきましては、今後の取り組みの参考とさせていただきます。